資料1

土地改良法の改正について

（土地改良法等の一部を改正する法律（令和７年法律第14号））

令和７年５月
農村振興局

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

●目次

Ⅰ．土地改良法の改正の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1．改正の背景
① 農業水利施設の老朽化の進展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
②－１ 農村地域の人口減少と集落機能の低下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
②－２ 土地改良区の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
③ 気候変動による災害リスクの増大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2．土地改良法の見直しの経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（参考）食料･農業･農村基本法の改正の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（参考）近時における土地改良法の改正の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
Ⅱ．土地改良法の改正の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1．改正の全体像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2．目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3．基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置
① 国等の発意による基幹施設の更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
② 土地改良施設の更新に係る費用に充てるための資金の積立て ・・・・・・・・・・・・・13
4．地域の農業水利施設等の保全に関する措置（連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定） ・・・14
5．防災・減災、国土強靱化のための措置（急施の事業（防災、復旧）の拡充） ・・・・・・・・・・15
6．農地中間管理機構関連事業の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
7．土地改良区による情報通信環境整備事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
8．土地改良区の体制及び運営に関する措置
① 施設管理准組合員の資格要件の緩和 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
② 土地改良区における理事構成の配慮規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
③ 土地改良区の総会（総代会）のオンライン開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
④ 休眠土地改良区の解散に関する手続の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
⑤ 土地改良区連合の解散時における権利義務の承継 ・・・・・・・・・・・・・・・・・22
9．土地改良事業の適正な実施に関する措置
① 国営・県営土地改良事業計画の変更に関する手続の見直し ・・・・・・・・・・・・・・23
② 社会情勢の変化等による土地改良事業の実施に関する手続の見直し ・・・・・・・・・・24

おわりに ・・・25

Ⅰ．土地改良法の改正の背景

1．改正の背景
① 農業水利施設の老朽化の進展

○ 食料安全保障を支えている基幹的農業水利施設は、**過半が標準耐用年数を超過**している状況。機能診断、健全度評価、劣化予測等を行って、**計画的に補修・更新を行っていくことがより一層重要**。
○ 近年、**毎年1,000件以上の突発事故が発生**しており、特に、**管水路（パイプライン）の破裂・漏水事故が多発**。事故が発生した場合の**復旧はもとより、未然防止対策も迅速に行う必要**。

○基幹的農業水利施設における標準耐用年数の超過状況

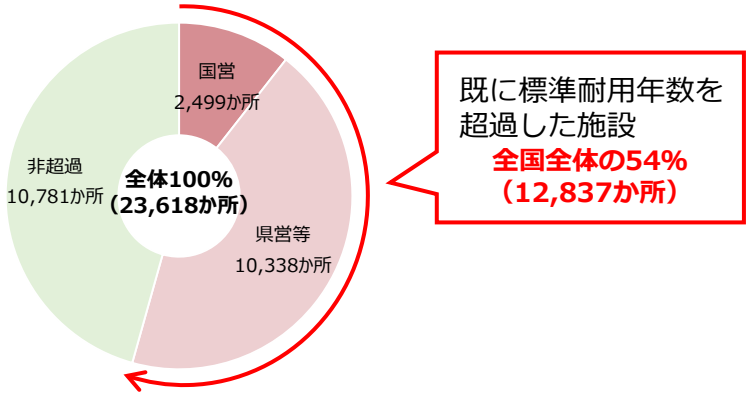

基幹的水利施設 施設区分	2007（H19） 施設数 延 長	標準耐用年数超過	割合	2023年（R5） 施設数 延 長	標準耐用年数超過	割合
基幹的施設（か所）	**7,268**	**3,041**	**42%**	**7,763**	**4,535**	**58%**
貯水池	1,237	104	8%	1,295	133	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,976	897	45%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,030	2,401	79%
水門等	1,062	535	50%	1,138	862	76%
管理設備	219	159	73%	324	242	75%
基幹的水路（ｋｍ）	**48,570**	**12,033**	**25%**	**52,073**	**24,902**	**48%**

○資料：農業基盤情報基礎調査（農林水産省調べ,R5.3時点）による集計
（注１）「基幹的農業水利施設」とは、農業用用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
（注２）「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。
貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○農業用用排水施設の突発事故発生状況

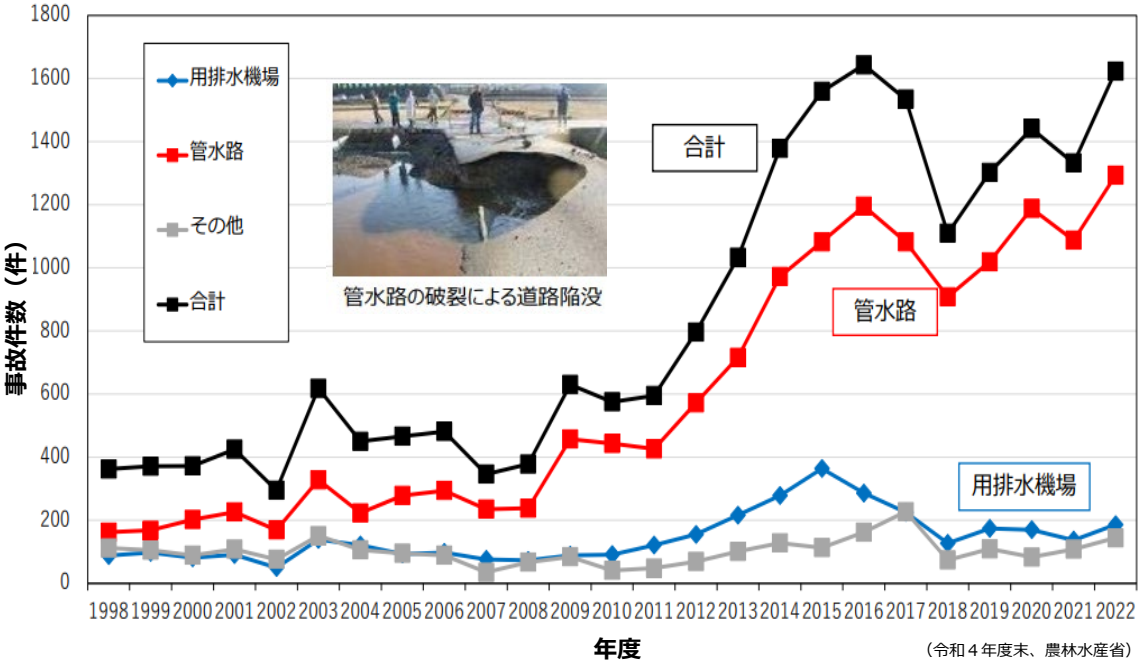

（令和４年度末、農林水産省）

※用排水機場：ポンプによって河川又は水路の流水を河岸、又は堤防を横断して排水するために、河岸又は堤防の付近に設けられる施設であって、ポンプ場とその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称。

②－１ 農村地域の人口減少と集落機能の低下

○ 農村地域の**人口減少**により**集落の共同活動が困難**となっていく中で、①基幹的水利施設の維持管理は主に土地改良区、②末端水利施設の維持管理は主に地域住民（共同活動）といった**従来の役割分担**では、農業水利施設の**保全管理が困難・非効率な地域も存在**。
○ 今後の**農業従事者の減少**も踏まえれば、**ほ場回りの管理作業が営農上の負担**となっていくおそれ。

○集落活動の実施率と総戸数の関係

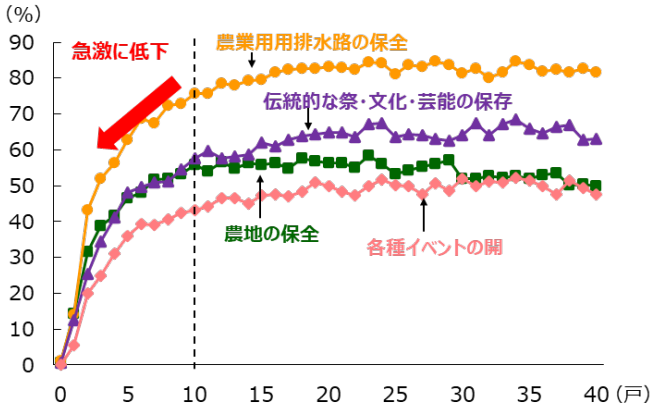

資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

○総戸数が９戸以下の農業集落の割合

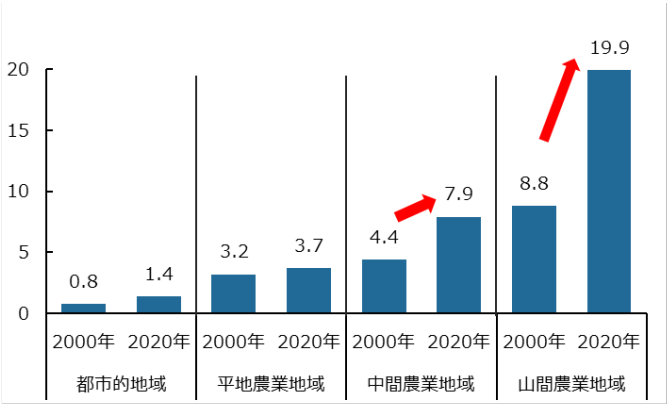

資料：農林水産省「農林業センサス」
注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

○５～10年後における地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

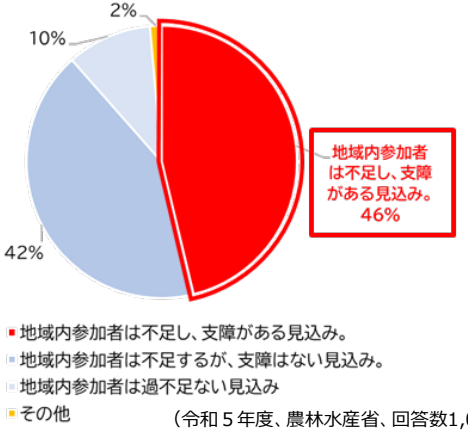

（令和５年度、農林水産省、回答数1,010組織）

○末端施設の維持管理のイメージ

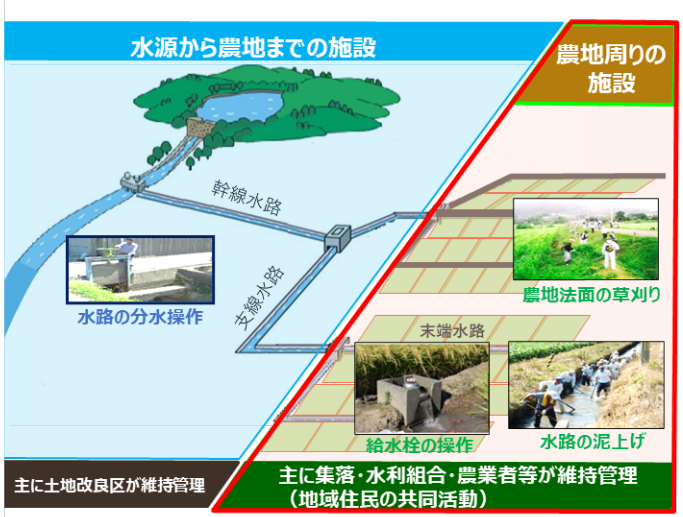

○稲作労働時間（10aあたり）における草刈り等管理作業時間の割合の変化

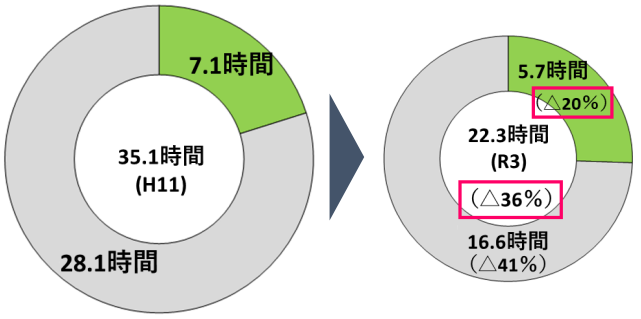

農業経営統計調査（令和３年、長期累年、農林水産省）

○基盤整備を通じた管理作業の負担軽減

②－２ 土地改良区の現状

○ 農業者や農地面積が減少する中で、全国の土地改良区の**組合員数**、**受益面積**ともに**減少傾向**。
○ 土地改良区数は昭和36年度の13,163地区をピークに、合併等により令和５年度には4,095地区まで減少。合併数は平成17年頃がピークであり、**近年は土地改良区数はほぼ横ばい**。
○ 受益面積**300ヘクタール未満の土地改良区が全体の約７割**、**専任職員のいない土地改良区が約５割**を占めており、特に小規模な土地改良区ほど十分な職員が確保されていない傾向。

○全国の土地改良区の組合員数と受益面積の推移

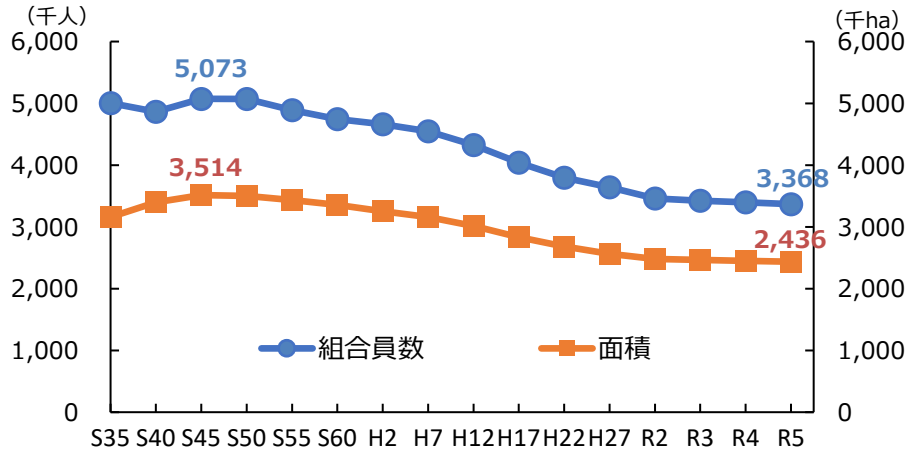

○規模別の土地改良区数の割合

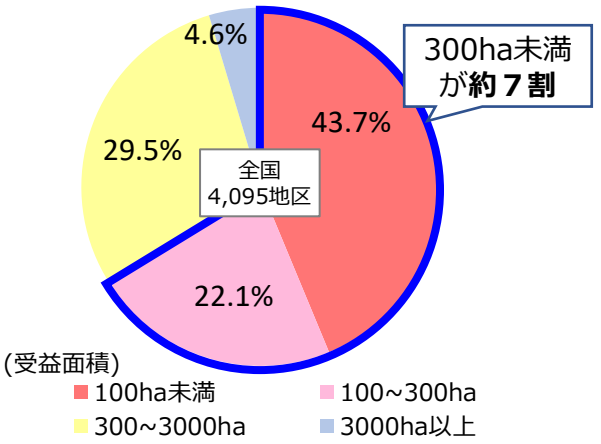

○土地改良区の職員設置状況

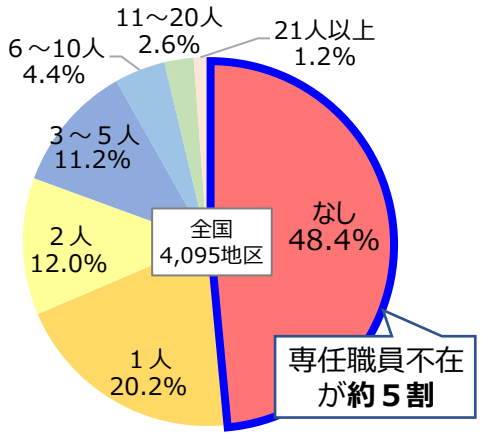

(令和５年度、農林水産省)

○土地改良区数と地区当たり面積の推移

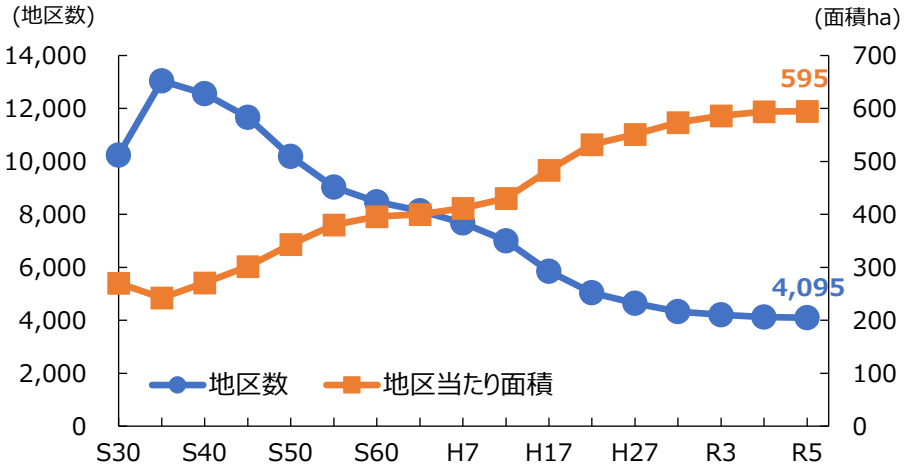

○面積規模別の土地改良区数と職員数

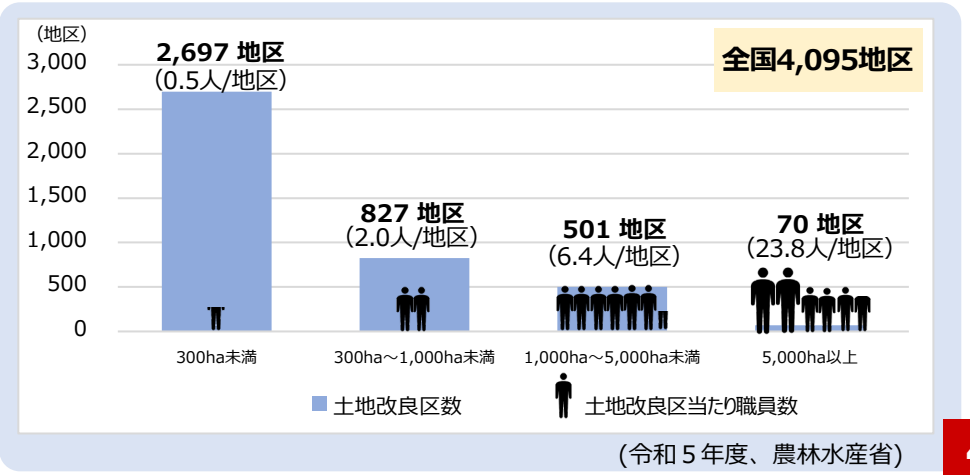

(令和５年度、農林水産省)

③ 気候変動による災害リスクの増大

○ 今後、**短時間強雨の発生回数の増加**、**降雨規模の増大はますます顕著**になるものと予想され、**将来的に洪水リスクが増加**し、老朽化等により劣化した農業水利施設等が被災リスクも増加する懸念。

○ 豪雨により被害を受けた農業水利施設の復旧後、**同程度の豪雨により再度被災**するリスクも増加。

○アメダスで１時間降水量が50mm以上となった年間の回数

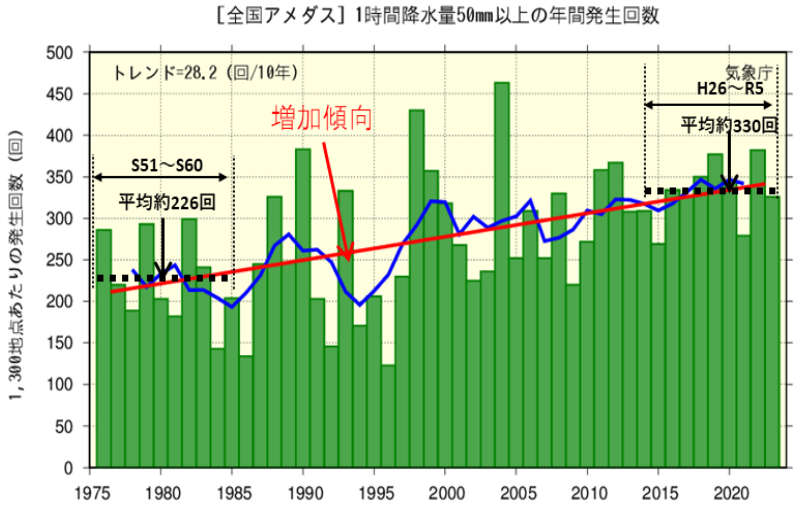

• 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加している。（1976～2023年の統計期間で、10年あたり28.2回の増加）

○アメダスで日降水量が200mm以上となった年間日数

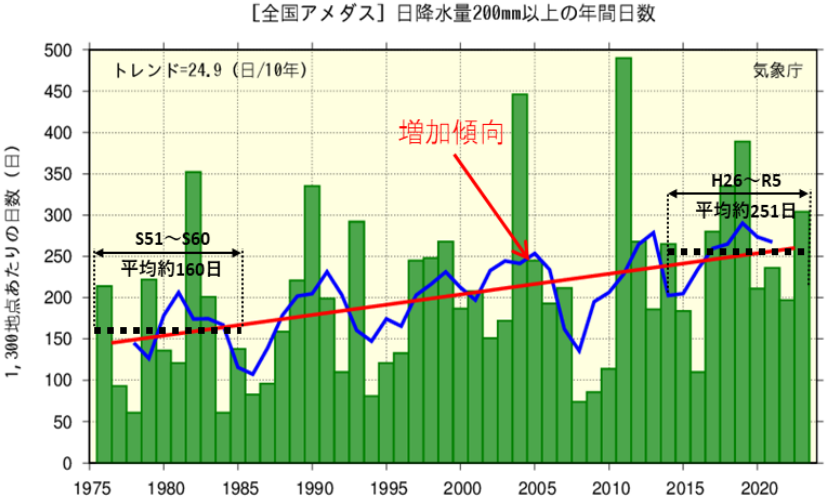

• 全国の日降水量200mm以上の年間日数は増加している。（1976～2023年の統計期間で、10年あたり24.9日の増加）

○農業水利施設における再度災害の例

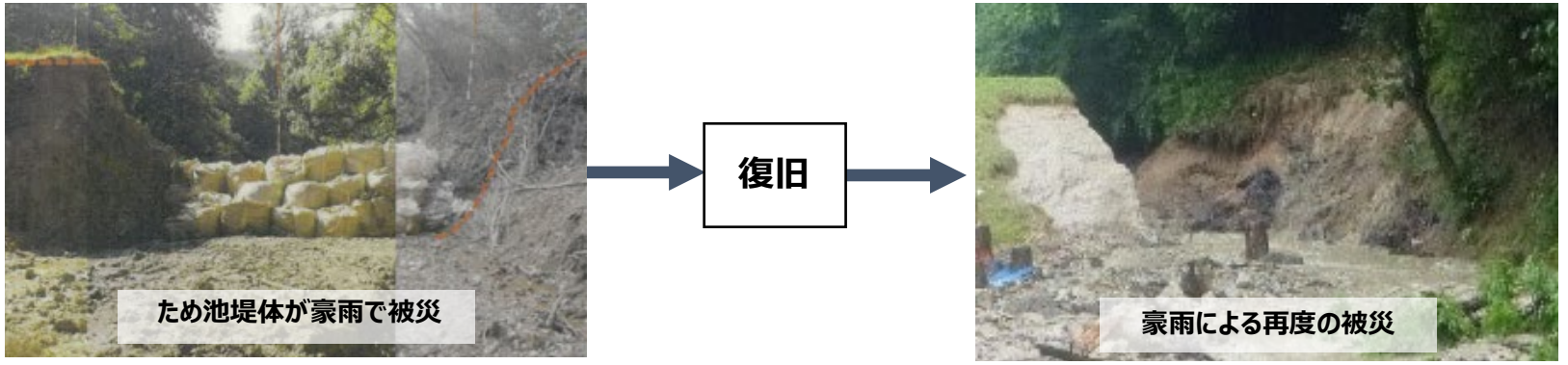

2．土地改良法の見直しの経緯

○ **改正食料・農業・農村基本法（第29条）**において、**農業生産基盤の「保全」に必要な施策を講じる**ことを明記。
○ **農業水利施設の老朽化**や**農村人口の減少**、気候変動による**災害リスク**の増大等に的確に対応できるよう、現場の実態も踏まえ、**土地改良法の改正**について検討し、本年２月に改正案を国会に提出。審議を経て３月に成立し、**４月１日から施行**。

令和５年６月 ● **「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」**を決定
（第４回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（以下「本部」））

12月 ● **「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表**を決定
（第６回本部）

「「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく施策の工程表」において農業生産基盤の整備・保全に関する今後の施策を
① 施設の防災・減災、国土強靭化
② 農業生産の基盤の保全管理
③ スマート農業や需要に応じた生産に対応した基盤整備
の三点で整理。

令和６年２月 ● **「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」**を国会へ提出

５月 ● **「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」**が成立

○食料・農業・農村基本法

（農業生産の基盤の整備及び保全）
第二十九条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の**農業生産の基盤の整備及び保全**に必要な施策を講ずるものとする。

６月 ● **「食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方」**
（第７回本部）

「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」
人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す

人口減少下における農業用インフラの保全管理
（土地改良法制の見直し）
- 人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、**申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化**
- 末端インフラの適切な保全のため、**土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進**
- 災害リスクの増大に対応するため、**緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加**

等

令和７年２月14日 ● **「土地改良法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出**

３月31日 ● **「土地改良法等の一部を改正する法律」の成立・公布**

４月１日 ● **「土地改良法等の一部を改正する法律」の施行**

（参考）食料・農業・農村基本法の改正の概要

○ 食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過する中で、**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、**我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢は大きく変化。

○ このような情勢の変化等の課題に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図る**ため、**本年６月**に**改正食料・農業・農村基本法を公布・施行**。

基本理念

食料安全保障の確保（第２条）

- **国民一人一人の「食料安全保障」の確保**
- **国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄**
- **需要に応じた供給**
- **農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保**
- **食料の供給能力の確保ための輸出の促進**
- **食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成**
- **不測時の措置**

環境と調和のとれた食料システムの確立（第３条）
多面的機能の発揮（第４条）

- **環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立**
- **多面的機能の発揮**

農業の持続的な発展（第５条）

- **望ましい農業構造の確立**
- **将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減**

農村の振興（第６条）

- **地域社会の維持**
- **生産条件の整備、生活環境の整備**

基本的施策

食料施策

① 食料・農業・農村基本計画において**食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表**（第17条）
② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する**円滑な食料の入手のための確保**（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
③ **食品産業の持続的な発展**に向けた、**環境負荷低減、円滑な事業承継、先端的技術の活用、海外展開**（第20条）
④ **農産物、生産資材の安定的な輸入**に向けた、官民連携による**輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進**（第21条）
⑤ **輸出促進**に向けた、**輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護**（第22条）
⑥ **持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進**（第23条）
⑦ **不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施**（第24条）　等

農業施策

① **担い手の育成・確保を引き続き図りつつ**、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、**担い手以外の多様な農業者も位置付け**（第26条）
② 家族経営に加えて、**農業法人の経営基盤の強化**に向けた、経営者の**経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実**（第27条）
③ 農地集積に加えて、**農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用**（第28条）
④ **防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた**農業生産基盤の**整備、老朽化への対応**に向けた**保全**（第29条）
⑤ **スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発**などによる**「生産性の向上」**（第30条）、
⑥ **６次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用**などによる**「付加価値の向上」**（第31条）、
⑦ **環境負荷低減に資する生産方式の導入**などによる**「環境負荷低減」を位置付け**（第32条）
⑧ 人口減少下において**経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進**（第37条）
⑨ **国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発**等（第37条）
⑩ **家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応**（第41条）
⑪ **生産資材の安定確保**に向けた**良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応**（第42条）　等

農村施策

① 農地等の保全に資する共同活動の促進（**多面的機能支払**）（第44条）
② 農村との関わりを持つ者（**農村関係人口**）**の増加**に資する、**地域資源を活用した事業活動の促進**（第45条）
③ **中山間地域の振興**に資する**農村RMOの活動促進**（第47条）
④ **農福連携**（第46条）、**鳥獣害対策**（第48条）
⑤ **農泊**の推進や**二地域居住**の環境整備（第49条）　等

（参考）近時における土地改良法の改正の概要

平成29年改正（平成29年９月施行）

（１）農地中間管理機構関連事業の創設

農地中間管理機構関事業が借り入れている農地について、都道府県営事業として基盤整備事業を実施できる制度を創設（農業者の申請、費用負担・同意は不要）

（２）防災・減災対策の強化に関する措置の創設

① 農業水利施設の耐震化に係る急施の土地改良事業を創設（農業者の申請によらず、その費用負担・同意は原則不要）
② 土地改良施設の突発事故被害の復旧事業に係る手続の簡素化
③ 除塩事業を土地改良法上の災害復旧事業として位置付け

（３）事業実施手続の合理化に関する措置

① 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件(15人以上)の廃止
② 技術革新等に起因する機能向上を伴う土地改良施設の更新事業における手続の簡素化
③ 土地に共有者がある場合等、合わせて一人の事業参加資格者とみなすとともに、代表者一人を選任する等の措置

平成30年改正（平成31年４月施行）

（１）土地改良区の組合員資格に関する措置

① 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）
② 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化
③ 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与
④ 理事の５分の３以上は原則として耕作者たる組合員
⑤ 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化
⑥ 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与

（２）土地改良区の体制の改善に関する措置

① 総代会制度の見直し
- 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
- 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
- 総代の書面・代理人による議決権行使を導入

② 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大
③ 土地改良施設の管理を行う土地改良区に貸借対照表の作成等を義務付け
④ 員外監事の義務付け

令和４年改正（令和４年４月施行）

（１）急施の防災事業の拡充

農業水利施設の耐震化に係る急施の土地改良事業の対象に、農業水利施設の豪雨対策を追加

（２）農地中間管理機構関連事業の拡充

対象に、農業用用排水施設、暗渠排水等の整備を追加

（３）土地改良事業団体連合会の業務の見直し

土地改良事業団体連合会が行うことができる事業に、土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事を行うこと等を追加

（４）土地改良区の組織変更制度の創設

土地改良区が一般社団法人又は認可地縁団体へ組織変更できる仕組みを創設

Ⅱ．土地改良法の改正の内容

1．改正の全体像

○ **農業水利施設の老朽化**や**農村人口の減少**が進行し、気候変動による**災害リスク**が増大する中において、**改正後の食料・農業・農村基本法**の方向性に即した**農業生産の基盤の整備**及び**保全**を的確に実施できるよう、**土地改良法の一部を改正**。

目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

●目的規定の見直し（第１条関係）
改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した**農業生産の基盤の整備及び保全**を的確に実施できるよう、目的規定にその旨を位置付ける。

●土地改良長期計画に係る規定の見直し（第４条の２関係）
土地改良長期計画が、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して策定されることとなるよう、その内容を定める規定に、**農業生産の基盤の整備及び保全に係る事業の効率的な実施**を旨とすること等を位置付ける。

農業水利施設の保全（基幹から末端まで）

○基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置

●国等の発意による基幹施設の更新（非申請事業の拡充）（第87条の２関係）
基幹的な農業水利施設の更新を計画的に進めるため、農業者からの申請だけでなく、**国・県の発意による事業実施も可能**とするとともに、土地改良区が更新に必要となる費用を積み立てることができるものとする。

○地域の農業水利施設等の保全に関する措置

●水土里ビジョンの策定（第57条の11から第57条の15まで関係）
農業水利施設等の保全等に地域の関係者が連携して取り組めるよう、**関係者が議論する枠組み**を設け、**連携管理保全計画（水土里ビジョン）**を土地改良区が策定できる仕組みを設ける（**附帯事業**）。

防災・減災、国土強靱化対策

●重大事故の予兆となる事故の対策（第87条の４関係）
漏水等の事故により損壊が生じるおそれがある**農業水利施設の補強等の工事**や**代替施設の新設**を**急施の事業（防災）において実施**できることとする。

●災害復旧に併せて災害関連事業を行う場合の手続の簡素化（第49条及び第87条の５関係）
再度の施設被害に迅速に備えることができるよう、**災害関連事業**についても**急施の事業（復旧）の手続により実施**できることとする。

●突発事故と類似の被害を未然に防止する対策（第49条及び第87条の５関係）
突発事故被害に係る**急施の事業（復旧）**に当たっては、**復旧と併せて類似の被害を防止する対策も実施**できることとする。

スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備

●農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の３及び第96条の４関係）
農地中間管理機構関連事業の**実施主体に市町村を追加**するとともに、農地中間管理**機構が所有する農用地も事業の対象に追加**する。

（あわせて、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業法についても所要の改正を行う。）

●情報通信環境基盤の整備（第57条の９及び第57条の10関係）
土地改良区が**情報通信基盤の整備を実施**できることとする（**附帯事業**）。

その他所要の措置

○土地改良区の体制及び運営に関する措置

- 施設管理准組合員の**地域要件等をなくし**、幅広く加入できる仕組みとする。（第15条の２関係）
- 理事の構成について、**年齢・性別に配慮する旨の規定**を設ける。（第18条関係）
- 土地改良区の**総会（総代会）のオンライン開催**も可能とする。（第28条関係）
- 休眠土地改良区について、総会議決によらず**知事の認可により解散**できることとする。（第71条の７関係）
- 土地改良区連合の解散と権利義務の承継を、所属土地改良区が一となった場合には、その土地改良区の申請により**一括して実施**できることとする。（第83条の２関係）

○土地改良事業の適正な実施に関する措置

- 計画変更等を行う場合、**農地転用等された土地**について**同意徴集の対象外**とする。（第88条関係）
- 農業者からの同意省略により開始した国・県営の施設更新事業について、**計画変更においても同意省略を可能**とする。（第88条関係）
- 国・県営事業の廃止について、造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合にあっては、農業者からの**同意省略により事業計画を廃止**できることとする。（第88条の２関係）
- 国営事業の施行に係る**都道府県の経由事務手続を廃止**する。（第85条から第85条の４まで関係）
- 政令指定都市における事務処理について、**条例による事務分掌に委ねる**こととする。（第125条関係）

２．目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し

○ **目的規定**及び**土地改良長期計画に関する規定**を、改正後の**食料・農業・農村基本法の方向性に即したもの**とする（法第１条、法第４条の２）。

改正前

○　土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

○　土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

改正後

○　土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び**保全を**図り、もつて農業の生産性の向上、**農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、**農業構造の改善**及び農業生産活動の継続的な実施**に資することを目的とする。

○　土地改良長期計画は、**良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るため、農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨として、**計画期間に係る農業の生産性の向上、**農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進**の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善**及び農業生産活動の継続的な実施**の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（食料安全保障の確保）

第二条　（略）

２　国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

３～６　（略）

（望ましい農業構造の確立）

第二十六条　国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、望ましい農業構造の確立に当たっては、地域における協議に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮するものとする。

（農業生産の基盤の整備及び保全）

第二十九条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

（農産物の価格の形成と経営の安定）

第三十九条　国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

２　（略）

３．基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置
① 国等の発意による基幹施設の更新

○ 農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる**基幹的な農業水利施設の更新**を**国又は都道府県の発意により実施**できることとする（法第87条の２）。

（ 国又は都道府県は、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体と十分な合意形成を図った上で実施。 ）

改正前

○　土地改良施設の更新のために国又は都道府県が行う土地改良事業については、農業者の申請（一般申請）によって実施するほか、土地改良区が管理する施設の更新については土地改良区の申請（土地改良区申請）によって行うことができる（法第85条、法第85条の３）。

改正後

○　国又は都道府県は、農業者又は土地改良区の申請によらず、**土地改良施設（農業用水の供給その他のその機能が低下することにより、地域における農業生産活動の継続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる基幹的なものに限る。）の更新**のために行う当該施設の変更を内容とする土地改良事業を行うことができる。

（※ 農業者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについては、農業者の３分の２以上の同意に代えて土地改良区の同意によって事業実施が可能（法第87条の２第４項）。）

○一般申請事業と非申請事業の実施手続の比較

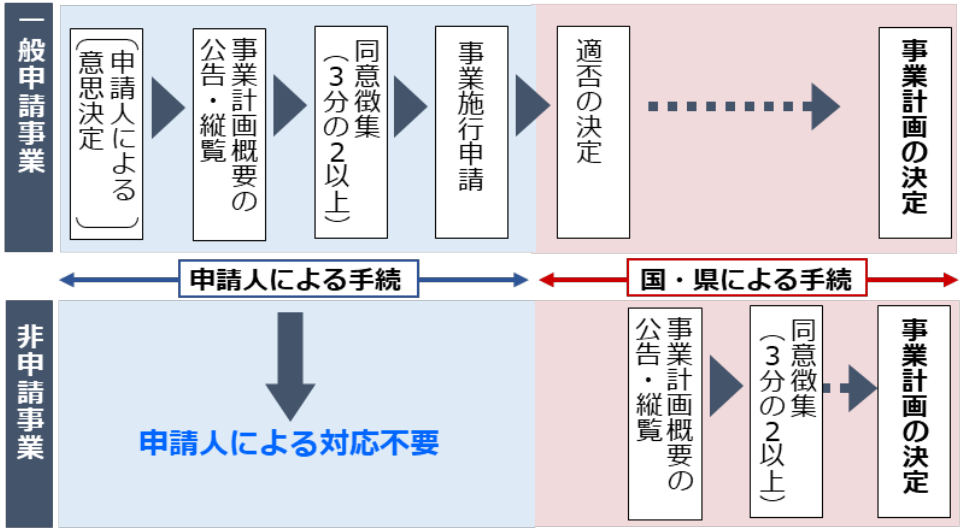

○国等の発意による更新事業の要件

区分	要件	主な適用事業
国営	**末端支配面積がおおむね1,000ヘクタール**（畑300ヘクタール）**以上**の農業用用排水施設の更新を含むものであって、**おおむね3,000ヘクタール**（畑1,000ヘクタール）**以上の地積にわたる土地を受益地**として事業を実施する場合	国営かんがい排水事業
都道府県営	**末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上**の農業用用排水施設の更新を含むものであって、**おおむね200ヘクタール**（田以外100ヘクタール）**以上の地積にわたる土地を受益地**として事業を実施する場合	水利施設等保全高度化事業

② 土地改良施設の更新に係る費用に充てるための資金の積立て

○ **土地改良区**が将来の施設**更新に必要な費用に充てるための資金**を**積み立て**ることができることとする（法第42条）。

改正後（新設）

○ **土地改良区**は、将来行われるべき**土地改良施設の更新**のために行う土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるために**資金を積み立てることができる**。

（土地改良区はこれまでも資金の積立てを実施することができたが、定款の定めるところにより、更新事業に要する費用に充てるため使途を特定して積み立てている場合においては、土地改良区の同意に代えることができる事業の要件について、当該積立金の額を考慮して判断されることとなる（土地改良法施行令第48条の２第２号））。

○同意徴集手続の省略の一定の要件

①土地改良区が関係する土地改良施設※の更新事業であること

（法第85条の３第１項第１号及び第２号）

※土地改良区が管理する施設及びこれら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するもの

②施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とすること

（法第85条の３第２項）

③組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないこと

ア　管理事業計画の同一性要件（令第48条の２第１号）

土地改良施設の管理事業計画について、施設更新事業の施行により、地域の変更及び土地改良施設の管理方法等の重要な部分の変更を要さないこと。

イ　組合員負担の相当性要件（令第48条の２第２号）

施設更新事業により新たに要することとなる組合員の負担（※）が、施設更新事業を行わない場合の管理事業に要する費用に係る負担を考慮して、相当と認められること。

※当該土地改良区が、定款で定めるところにより、当該土地改良事業に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、施設更新事業に係る組合員の負担額の総額から当該資金の金額を控除した金額

○組合員負担が相当と認められる場合の例

①積立金がない場合

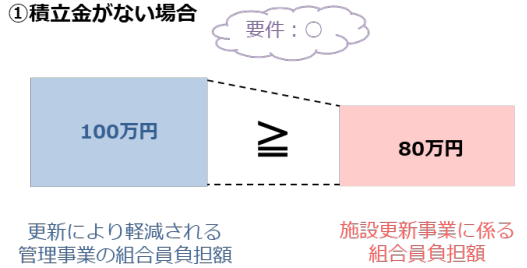

②施設更新事業に係る組合員負担の金額に相当する積立金がある場合

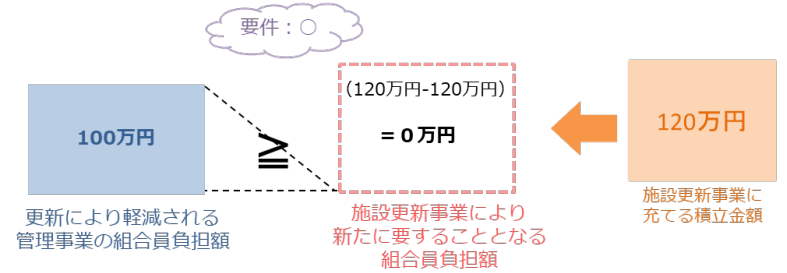

③積立金を充てることで、施設更新事業により新たに要することとなる組合員負担額が、更新により軽減される管理事業の組合員負担額以下である場合

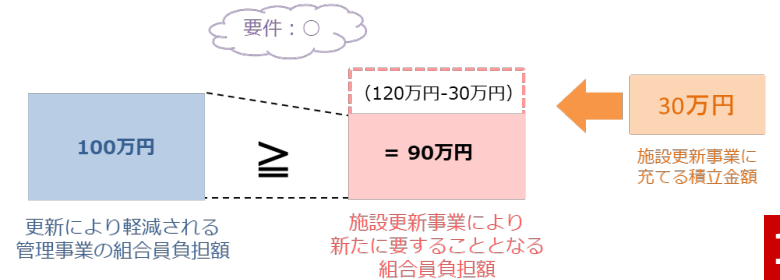

４．地域の農業水利施設等の保全に関する措置（連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定）

○ 地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう、土地改良区が**連携管理保全計画（水土里ビジョン）**を策定することができる仕組みを創設する（法第57条の11）。

○ **連携管理保全計画（水土里ビジョン）**の作成やそれに基づく取組に関して必要な事項について協議するため、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等により構成される**協議会**を組織することができる（法第57条の14）。

○ **国及び地方公共団体**は、水土里ビジョンによる取組が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な**指導**、**助言その他の援助**を行うように努めるものとする（法第15条の５第３項）。

改正後（新設）

○ **土地改良区**は、**市町村**、**関連施設の管理者**等の**地域の関係者**と連携して、土地改良施設及びその関連施設の保全を行う**連携管理保全事業**を行うことができる（**附帯事業**）。

○ **土地改良区**が連携管理保全事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て**連携管理保全計画（水土里ビジョン）**等を作成し、**都道府県知事の認可**を受けなければならない。

○ 水土里ビジョンは、
① 基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組**（地域の農業生産基盤の保全）**
② 保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組**（土地改良区の運営基盤の強化）**
に関する事項について、土地改良区、市町村、関連施設の管理者など地域の関係者による**協議会**の議論を経て策定できる（協議会の設置は任意）。

○地域の関係者による水土里ビジョンの策定

○水土里ビジョンの策定に対する支援

＜土地改良区機能強化支援事業＞

補助対象経費
- 施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- 施設諸元データの電子化等
- 協議会の運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- 協議会に係る会議室借上げ　等

事業主体：土地改良区
補助率：定額（**１ビジョン当たり300万円**を上限）

＜支援の活用にあたって＞
- 事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定。
- 上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能。

※水土里ビジョンの記載事項に関する詳細は、「水土里ビジョン策定マニュアル」を参照。

5．防災・減災、国土強靱化のための措置（急施の事業（防災、復旧）の拡充）

○ **急施の事業（防災）**において、老朽化等により事故の被害が生ずるおそれがある**農業水利施設の老朽化対策（補強等の工事）**を行えることとする。また、既存の施設と同様の機能を有する**代替施設の新設による対応**も可能とする（法第87条の４）。

○ **災害に係る急施の事業（復旧）**については、原形復旧だけでなく、**再度被害を防止**するため、**災害復旧関連事業についても同一の手続により併せて実施**できることとする。（法第49条、法第87条の５等）。

○ **突発事故被害に係る急施の事業（復旧）**については、**復旧と併せて類似の被害を防止するための対策事業についても同一の手続により併せて実施**できることとする（法第49条、法第87条の5等）。

改正前

○　脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に土地改良事業（※）を行う必要があると認める場合、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

※　当該事業に係る施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、３条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなもの。

○　災害又は突発事故被害のため急速に土地改良事業を行う必要がある場合、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

改正後

○　脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため、又は**農業水利施設が老朽化したこと等により事故による被害が生ずるおそれ**があるため急速に、

① **当該農業水利施設の変更**

② **当該既存の農業水利施設の代替施設の新設**（既存の農業水利施設の変更又は廃止を含む。）に係る土地改良事業を行う必要があると認める場合、**緊急防災等工事計画を定めて当該土地改良事業を行う**ことができる。

○　災害又は突発事故被害のため急速に次に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合、国又は都道府県は、**応急工事計画を定めて当該土地改良事業を行う**ことができる。

① 復旧事業（災害・突発事故被害）

② **復旧関連事業**（**災害復旧に係るものは再度災害を防止するためのもの**に限り、**突発事故被害復旧に係るものは類似被害を防止するもの**に限る。）（※）

※ 当該事業に係る施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、３条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなもの。

○農業水利施設における再度災害の例

復旧
被災した堤体の原形復旧のみを行い、洪水吐は現況利用

※洪水吐を改修する場合は、別途手続（災害関連事業）が必要。

○突発事故被害の事例（パイプライン）

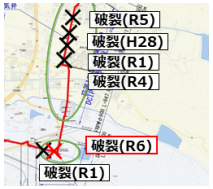

○重大事故の予兆

○土地改良事業の実施手続（概略）

通常の事業（法第85条）	急施の事業（防災）（法第87条の４）	急施の事業（復旧）（法第87条の５）
① 事業計画概要の作成等		
② 事業参加資格者の同意（3分の2以上）		
③ 事業施行の申請		
④ 事業計画の決定	①緊急防災工事計画の決定	
⑤ 事業計画書の公告・縦覧（20日以上）	② 緊急防災工事計画の公告・縦覧（20日以上）	
（⑥ 審査請求・裁決）	（③ 審査請求・裁決）	① 応急工事計画の決定
⑦ 工事の着手	④ 工事の着手	② 工事の着手

6．農地中間管理機構関連事業の拡充

○ 農地中間管理機構が賃借権等を有する農用地を対象とする土地改良事業について、**市町村を実施主体に追加**するとともに、**農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加**することとする（法第87条の３及び法第96条の４）。

改正前

○　都道府県は、申請によって行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業を行うことができる。
① 事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。
② 受益面積が10ﾍｸﾀｰﾙ以上（中山間地域は５ﾍｸﾀｰﾙ以上）。
③ 農地中間管理権の設定期間が事業計画の公告日から15年以上あること。

（※ このほか、予算事業における採択要件を満たす必要。）

改正後

○　都道府県、**市町村**は、申請によって行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業を行うことができる。
① 事業施行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権**又は所有権**を有すること。
② 都道府県については受益面積が10ﾍｸﾀｰﾙ以上（中山間地域は５ﾍｸﾀｰﾙ以上）、**市町村**については**受益面積が５ﾍｸﾀｰﾙ以上**。
③については従来と変更なし。

（※ このほか、予算事業における採択要件を満たす必要。）

○農地中間管理機構関連事業の実施例

整備前

○ 小区画傾斜畑　○ 幅員2.5m農道
○ 素掘排水路

整備中

○ 大区画水平畑等　○ 幅員5.0m農道
○ 排水路のコンクリート化

○主な採択要件と事業費負担区分

●都道府県営
・面積要件：10ha以上（中山間地域５ha以上）
・負担割合：

国	県	市町村	農家
50% **＋12.5%**※	27.5%	10%	0%

※機構集積推進費（基盤整備の実施段階で国が負担）

●市町村営
・面積要件：５ha以上
・負担割合：**都道府県営と同様**

7．土地改良区による情報通信環境整備事業の実施

○ **土地改良区**は、都道府県知事の認可を受けて**情報通信環境の整備に係る事業**を実施することができることとする（法第57条の９）。
○ 土地改良区は、情報通信環境整備事業に要する費用に充てるため、事業により整備した情報通信施設の**利用状況を勘案**して、**組合員外の者に負担を求めることができる**（同条）。

改正後（新設）

○　農業用用排水施設の管理を行う**土地改良区**は、当該管理の効率化を図るとともに、地域における情報通信技術の活用の促進に資するため、情報通信技術の利用上必要な施設（土地改良施設を除く。）を整備する**情報通信環境整備事業**を行うことができる（**附帯事業**）。
○　土地改良区が情報通信環境整備事業を行おうとする場合には、総会の議決を経て事業の計画等を作成し、**都道府県知事の認可**を受けなければならない。
○ 土地改良区は、情報通信環境の整備に係る事業に要する経費に充てるため当該事業に係る**施設を利用する者に対してその経費の負担を求めるに当たって**は、**当該施設の利用状況その他の客観的な指標**により、当該事業によってその者が受ける利益を勘案しなければならない（法第57条の９第２項により読み替えて準用する法第57条の６）。

○ほ場の大区画化、情報通信基盤（RTK-GNSS基準局当等）の整備例

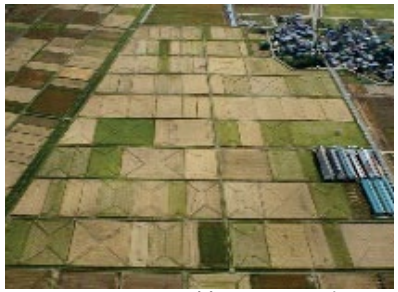
小区画のほ場、情報通信基盤の未整備

ほ場の大区画化、情報通信基盤（無線基地局、RTK-GNSS基準局）の整備

遠隔監視・操作による水管理

自動走行トラクターの導入

○情報通信環境整備に対する支援

<情報通信環境整備対策（農山漁村振興交付金）>

1．計画策定事業

①　計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援。また、衛星通信等の先進的技術の適応可能性や、**情報通信環境整備を通じた土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組を支援**。

②　計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援。

2．施設整備事業

①　農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、**無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援。

②　①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援

③　農機の自動操舵等に必要となる**RTK-GNSS基準局の整備**を支援

８．土地改良区の体制及び運営に関する措置
① 施設管理准組合員の資格要件の緩和

○ 土地改良区の施設管理准組合員について、**地域の要件を削除**するとともに、**団体だけでなく個人も対象**とするなど、**施設管理准組合員の資格要件を緩和**することとする（法第15 条の２第２項）。

改正前

○ 土地改良施設の管理を行う土地改良区にあっては、定款で定めるところにより、土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となっている団体であって土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員とすることができる。

改正後

○ 土地改良施設の管理を行う土地改良区にあっては、定款で定めるところにより、当該土地改良施設の管理に関連する活動を行う団体その他の者を施設管理准組合員とすることができる。

※ 施設管理准組合員の組合員資格について、**地域の要件をなくす**とともに、団体だけでなく**法人・個人**でも加入できることとなった。

○施設管理准組合員の加入による効果

土地改良区	加入年度	加入年度
A土地改良区	平成31年３月	• 法改正を契機として、施設管理准組合員制度を導入。 • 多面的機能支払交付金の活動組織が施設管理准組合員となったことで、**活動組織の管理意識の高まり**により、**主体性をもった管理を実現**。主な活動は水路の泥上げや草刈。
B土地改良区	令和２年９月	• 施設管理准組合員の加入により、**土地改良区と地元住民の連携がより連携を深まっている。** • 施設管理准組合員は、農道の草刈り、水路の軽微な補修（土水路のコンクリ打設、ひび割れ補修）等を実施。

○施設管理准組合員として加入を見込む者の例

●地域の多面的機能支払交付金に係る活動に参加しているＮＰＯ法人や個人

●土地改良施設の管理に協力してもらえる地域の建設事業者やコンサルタント企業

※ 水路管理に活用できる重機等を所有する建設事業者がＣＳＲ（企業の社会的責任）の一環として地域貢献活動に取り組むために施設管理准組合員となること等を想定。

○施設管理准組合員による管理活動の事例

水路の泥上げ

水門の簡易塗装

② 土地改良区における理事構成の配慮規定

○ 人口減少下において、組合員の減少や高齢化が課題となる中、地域の多様化するニーズに対応し、土地改良区の運営を適切に継続していくことができるよう、土地改良区の理事の構成について**年齢及び性別に関する配慮規定を設ける**こととする（法第18条第６項）。

改正後（新設）

○ 土地改良区はその理事の**年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮**しなければならない。

※ 理事の構成を直ちに見直すよう強制するものではなく、地域の実情に応じて、土地改良区において着実に取り組んでもらうためのバックボーンとしていただくもの。

○食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）

第３　食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標

２　目標並びに食料、農業及び農村に関する施策のKPI一覧

・地域の方針策定に参画する女性農業者の割合

農業委員：14%(2023年) → 30%（2030年度）

農協役員：9.6%(2022年) → 20%（2030年度）

土地改良区理事：1.4%(2023年度) → 10%（2030年度）

第４　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

Ⅰ 我が国の食料供給

２　食料自給力の確保

（２）サスティナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

② 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

（前略）幅広い視野と能力を有し、地域をリードできる女性経営者の育成や女性活躍の理解促進を図るとともに、地域農業の方針策定への女性参画を一層促進するため、農業委員会・農協・**土地改良区などの地域組織の意思決定層の意識啓発の強化を図る**。（後略）

○土地改良区理事に占める女性の割合の推移

年度	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）
①理事に占める女性割合（②／③）	**0.6%**	**0.8%**	**1.4%**
②女性理事総数	264人	369人	614人
③理事総数	46,002人	45,196人	44,557人
（参考）土地改良区数	4,276	4,199	4,168

○多様な人材に携わってもらうための今後の取組

- 「水土里ネット女性の会（※）」のネットワークを活用した意識や機運の醸成

※「水土里ネット女性の会」は43道府県で設立（令和６年度末）。地方の会ごとに情報発信や研修などを実施。全国研修会も毎年度開催。

- 運営ノウハウを次代に継承する観点からの若年層の登用の推進
- 女性理事を対象とした研修の実施（理事就任後のフォローアップや継続的に理事に就いていただくための取組）

令和６年度全国研修会の様子

○土地改良区理事に占める女性の割合（令和６年３月）

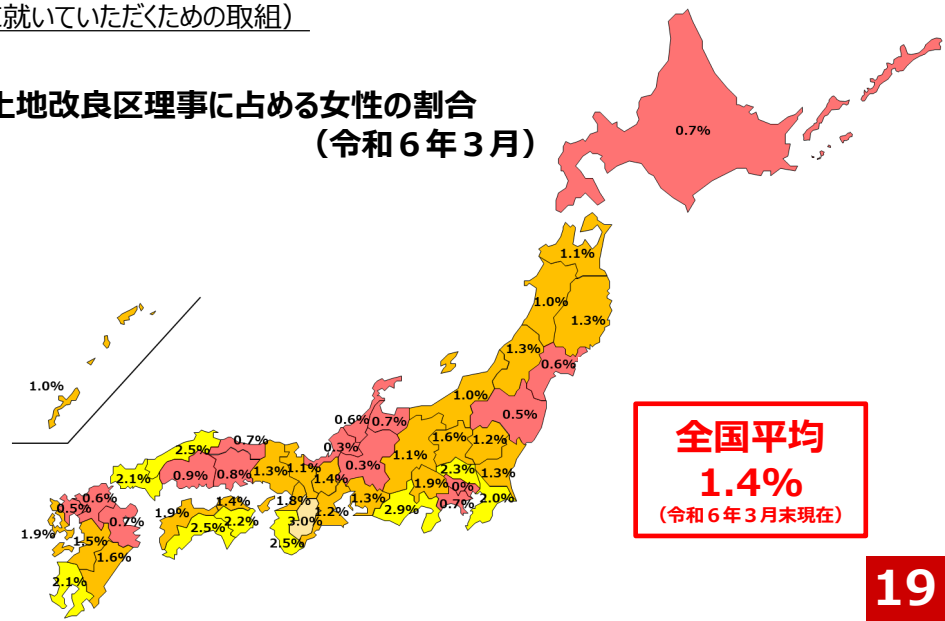

全国平均
1.4%
（令和６年３月末現在）

③ 土地改良区の総会（総代会）のオンライン開催

○ 土地改良区の総会（総代会）について機動的に開催することができるよう、**場所の定めのない総会**の開催（完全オンライン）も可能とすることとする（法第28条）。

改正前

○　総会（総代会）を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、**場所**及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。

○　土地改良区の理事は、総会（総代会）の招集に関する通知をした後、遅滞なく、会議の日時、**場所**及び目的を公告しなければならない。

改正後

○　総会（総代会）を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時及び目的を各組合員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から三日前までに通知すれば足りる。

○　土地改良区の理事は、総会（総代会）の招集の通知をした後、遅滞なく、会議の日時及び目的を公告しなければならない。

※ 総会（総代会）の招集に係る通知・公告義務に係る事項から**「場所」**を削除し、完全オンラインによる総会開催も可能とした。

○外出制限下における総会開催の様子

出席者３名（総代）による総代会の様子

※土地改良区の総会（総代会）が成立するには、最低でも議長と議事録記名人（２名以上）の**合計３名以上**の出席が必要。

写真は、外出制限下にあっても、総代会の成立要件を満たすため、これらの３名以外は書面議決とすることで総会を開催した様子。

○総会（総代会）開催の招集通知に当たっての留意事項

- **従来どおり対面による開催も可能**

  ①対面のみの開催も**引き続き可能**であるほか、②対面とオンラインを併用した、いわゆる**「ハイブリッド型」による開催も可能**。

- **対面による開催の場合は招集通知に「場所」を記載**

  対面及びハイブリッド型により総会（総代会）を開催する場合の招集通知には、開催する「場所」を記載する。

  開催場所を設ける場合は、その**「場所」**について**適切な方法により周知**する。

④ 休眠土地改良区の解散に関する手続の見直し

○ 土地改良区が正当な理由なく長期間事業を停止したとして、農林水産大臣又は都道府県知事が当該土地改良区に対して解散を命じた場合には、当該土地改良区の解散の手続において、**総会の開催が必要な手続を都道府県知事の認可によること**とする（法第71条の７）。
○ 土地改良区を解散する場合において、当該土地改良区が管理していた土地改良施設の管理やその残余財産が適切な者に引き継がれるよう、土地改良区の解散時の**残余財産の帰属について明確化**することとする（法第69条第２項）。

改正前

○ 土地改良区の解散は、総会の議決及び都道府県知事の認可（法第67条第１項第１号）を経て行われるものであり、以下の事項について総会の議決又は承認を得る必要がある。
①解散の議決（法第67条第１項第１号）
②残余財産の処分の方法等に関する総会の承認（法第69条）
③決算報告の総会への提出及び承認（法第71条）

○ 一定の場合において、都道府県知事が土地改良区に解散命令をすることができるが、これに伴う解散に当たっては、上記②及び③について総会の承認が必要。

改正後

○ 土地改良区が正当な理由なく長期間事業を停止（いわゆる**休眠土地改良区**）したとして、都道府県**知事から解散命令を受けた場合**は、
①残余財産の処分の方法等に関する総会の承認
②決算報告の総会への提出及び承認
については、**都道府県知事の認可によること**とする。

○ 土地改良区が解散した場合における**残余財産**は、**以下の者に帰属させなければならない**こととする。
① 土地改良事業を行う者（市町村、他の土地改良区等）
② 土地改良事業と類似の公共性を有する事業を行う法人（一般社団法人、認可地縁団体）

＜改正前後の手続の比較＞

〈改正前〉
解散命令 → 解散公告 → 清算人の就任、届出 → 清算人就任公告 → 財産調査 → 債権申出の公告及び催告 → 処分方法の総会議決 → 残余財産の引渡し → 清算結了の総会議決 → 清算結了の届出 → 清算人退任の届出・退任公告

〈改正後〉
解散命令（※） → 解散公告 → 清算人の就任、届出 → 清算人就任公告 → 財産調査 → 債権申出の公告及び催告 → **処分方法の知事認可** → 残余財産の引渡し → **清算結了の知事認可** → 清算結了の届出 → 清算人退任の届出・退任公告

※土地改良区が長期間正当な理由なく業務を停止したことによる解散命令に限る。

⑤ 土地改良区連合の解散時における権利義務の承継

○ 土地改良区連合を構成する土地改良区が合併して１となることにより土地改良区連合を解散する場合には、当該**土地改良区連合の権利義務を**清算手続等によらず合併後の**土地改良区に承継**することができるものとし、その時において土地改良区連合が解散することとする（法第83条の２）。

改正前

○　土地改良区連合を構成する土地改良区が合併して１となることに伴い土地改良区連合が解散する場合に、合併後の土地改良区に土地改良区連合の権利義務を承継するには、下表のとおり、別個の手続がそれぞれ必要である。

区分	手続
土地改良区	① 合併の手続 （総会議決、認可申請、知事の認可・公告） ② 土地改良区連合が受けていた許認可等を改めて受けるための申請
土地改良区連合	① 解散の手続 （総会議決、解散認可申請、解散に係る知事による認可・公告） ② 清算手続 （財産調査、債権申出の催告、清算結了の総会議決等）

改正後

○　土地改良区連合を構成する土地改良区が合併して１となることに伴い土地改良区連合が解散する場合、**一連の手続**により**合併後の土地改良区に土地改良区連合の権利義務を承継**することができる。

区分	手続
土地改良区	① 合併の手続 （総会議決、認可申請、知事の認可・公告） ② 土地改良区連合が受けていた許認可等の権利義務の承継の手続 （総会議決、**権利義務の承継に係る認可申請、知事の認可・公告**）
土地改良区連合	③ ②の権利義務の承継に伴い解散する手続 （総会議決、**解散認可申請**、**知事の認可・公告**）

○承継される権利義務の例

●**土地改良区連合が有していた債権・債務**
（例）・現金、預金、借入金
・管理委託契約（国等から管理委託を受けている施設を承継する場合）
・他目的使用契約（管理受託施設における他目的使用を継続する場合）

●**土地改良区連合が受けていた行政処分**（事業実施に必要となる行政庁の許認可等）

○権利義務の承継に伴う土地改良区連合の解散

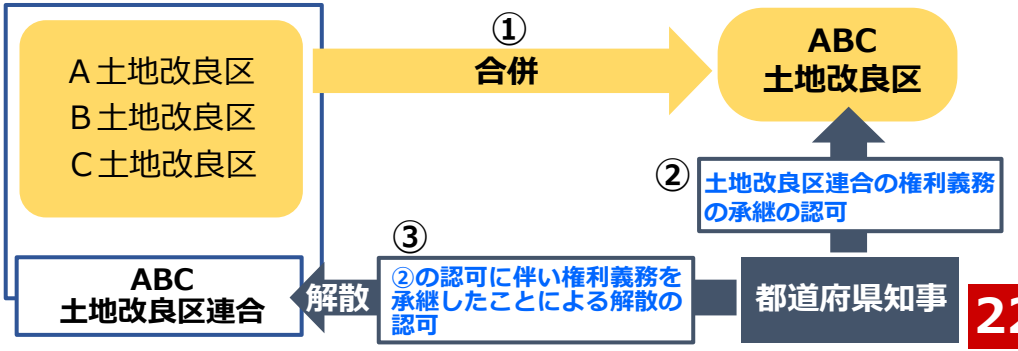

９．土地改良事業の適正な実施に関する措置
① 国営・県営土地改良事業計画の変更に関する手続の見直し

○ 国営･県営土地改良事業の計画の変更において、
① 事業の利益を受けないことが明らかなもの（**非受益**）として**申出のあった土地に係る施行地域の変更に関して、全体受益面積の10%に満たないものについては、土地改良事業計画の変更の手続を要しないこと**とすること
② **非受益の申出に係る土地**については、その申出者（**非受益申出者**）を**同意徴集の対象外**とすること
③ 施設更新事業について一定の要件を満たす場合には、**土地改良区の同意**による**変更を可能**とすること
とする（法第88条）。

改正前

○ 国営・県営土地改良事業については、
・施行地域の変更
・土地改良事業計画の重要な部分の変更
をしようとする場合には、３条資格者の３分の２以上の同意を得る等の手続を経なければならない。

改正後

○ 国営・県営土地改良事業については、
・施行地域の変更（**非受益の申出に係る土地の変更（全体受益面積の10%に満たないものに限る。）を除く。**）
・土地改良事業計画の重要な部分の変更
をしようとする場合には、３条資格者（**非受益申出者を除く。**）の３分の２以上の同意を得る等の手続を経なければならない。

○ **施設更新事業に係る計画変更**で、３条資格者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかな国・県営施設更新事業については、**土地改良区の同意に代える**ことができる。

農地転用等により事業の利益を受けなくなった土地に係る事業施行地域の変更

・事業の利益を受けないことが明らかになった旨の申出をしたものに係る土地の変更（受益面積の１割未満に限る。）については、**土地改良事業計画の変更を要しない**。

・国・県営土地改良事業計画の変更手続において、**事業の利益を受けないことが明らかになった旨の申出をしたもの**は、**同意徴集の対象外**とする。

（図面）

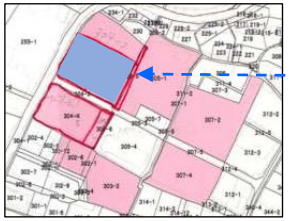

受益を受けないことの申出があった土地
事業施行地域

（写真）

農地転用（宅地）

事業計画の変更手続において**同意徴集の対象外**

計画変更において土地改良区の同意に代えることができる要件

変更後の計画で以下の要件を満たすこと。

① 管理事業計画の同一性要件
土地改良施設の管理事業計画について、施設更新事業の施行により、地域の変更及び土地改良施設の管理方法等の重要な部分の変更を要さないこと。

② 組合員負担の相当性要件
施設更新事業により新たに要することとなる組合員の負担(※)が、施設更新事業を行わない場合の管理事業に要する費用に係る負担を考慮して、相当と認められること。
※当該土地改良区が、定款で定めるところにより、当該土地改良事業に要する費用に充てるための資金を積み立てている場合には、施設更新事業に係る組合員の負担額の総額から当該資金の金額を控除した金額

② 社会情勢の変化等による土地改良事業の実施に関する手続の見直し

○**国営土地改良事業の施行申請**について、**都道府県知事の経由を不要**とする（法第85条第８項、法第85条の２第10項、法第85条の３第５項及び第11項並びに法第85条の４第４項）。
○国営・県営土地改良事業について、**長期にわたる事業の休止**により、**造成された施設が周辺に被害を及ぼすおそれがあるなどやむを得ない場合**にあっては、**３条資格者からの同意を得ることなく事業を廃止できる**こととする（法第88条の２）。
○**指定都市等**における土地改良法に基づく**実施主体（行政区）**について、**指定都市等の事務分掌（市又は行政区）によるこ**ととする（法第125条を削る。）。

改正前

○　国営土地改良事業の申請をするには、申請書を、**関係都道府県知事を経由して**農林水産大臣に提出しなければならない。

○　国営・県営土地改良事業を廃止しようとする場合には、３条資格者の３分の２以上の同意を得る等の手続を経なければならない。

○　市町村又は市町村長に関する土地改良法の規定は、**特別区**にあっては、**特別区又は特別区の区長**に、**指定都市**にあっては、**区又は区長**に適用する。

改正後

○　国営土地改良事業の申請をするには、申請書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

○　国営・県営土地改良事業を廃止しようとする場合には、３条資格者の３分の２以上の同意（※）を得る等の手続を経なければならない。

※ 土地改良事業の**施行に係る土地の大部分が予定した利益を受ける見込みがなくなった**と認められ、当該土地改良事業によって生じた工作物その他の物件の事故によりその**周辺に被害を及ぼすおそれがある**と認められる場合には、３条資格者の**同意を省略して廃止できる**。

○　指定都市等が条例で定める**事務分掌によるこ**ととする。

○国営土地改良事業の申請手続フロー

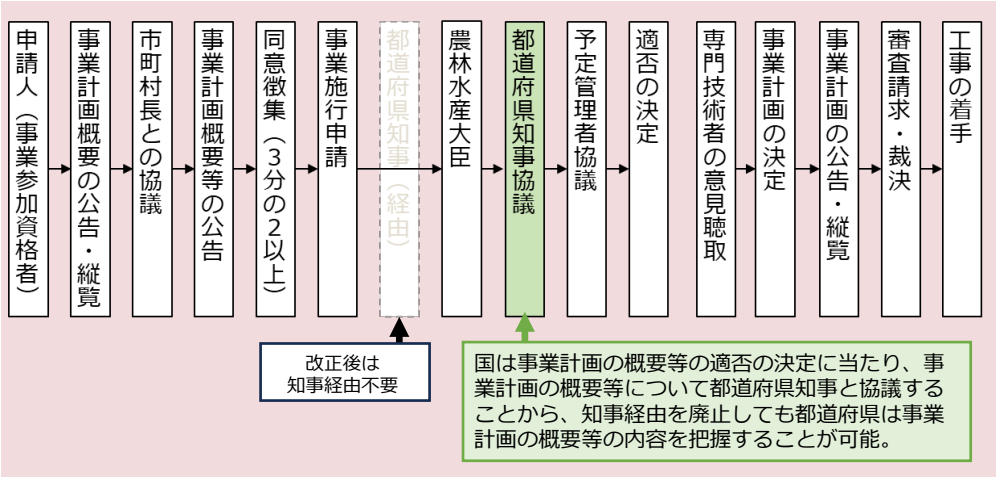

○指定都市等における土地改良法に関する規定の適用関係

区分	指定都市	特別区
改正前 （土地改良法による適用関係の決定）	市町村（長）に関する規定を、区（長）に適用。 （指定都市の区域で行う土地改良事業は全て「区営土地改良事業」となり、指定都市（長）が実施主体となることはできない。）	市町村（長）に関する規定を、特別区（長）に適用。
改正後 （地方自治法による適用関係の決定）	**指定都市の条例で定める分掌による** （土地改良法に係る事務について、**条例により**区に分掌している場合は区が、分掌していない場合は指定都市が行う（地方自治法第252条の20第２項）。）	**市町村（長）に関する規定を、特別区（長）に適用** （特別区については、地方自治法の規定により、法律により市が処理することとされている事務を処理することとしており（地方自治法第281条第２項）、他の法令の市に関する規定中法律により市が処理することとされている事務に関するものは特別区に適用されることとしている（同法第283 条第２項）。）

おわりに

- 我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化。

- このような中、土地改良区等の施設管理者は、農業水利施設の維持管理を通じて、農業生産活動を支えることはもとより、健全な水循環の維持・形成、集落・市街地の湛水被害の防止・軽減等にも貢献しつつ、都市化・混住化の進展、気候変動、営農変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められている。

- さらに、農業者にとって、ほ場周りの用排水路等の管理作業が負担となっていることに加え、土地持ち非農家の増加や農村人口の減少等により、集落による共同活動は困難となっていくおそれ。

- このため、土地改良法を改正し、土地改良区、市町村、集落等の関係団体の協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画（連携管理保全計画「水土里ビジョン」）の策定を法定化したところ。

- 水土里ビジョンの策定や取組を着実に進め、将来にわたって農業水利施設を適切に保全していくためには、土地改良区や市町村など関係者の皆様の相互理解と連携・協働により取組を進めていくことが重要。

- 今般の改正により措置した仕組みを積極的に活用することが、良好な農用地の確保につながることとなると考えている。

○食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）

KPI

- **農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合**
  100%を維持（2024年度）　→　100%を維持（2030年度）

（参考指標）

- **水土里ビジョンを策定した 土地改良区の受益面積の割合**
  ０割(2024 年度)　→　８割以上（2030年度）